

グループホームみかんの花

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(指定認知症対応型短期利用共同生活介護・指定介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護) 利用料金表

【基本サービス費について】

区分・介護度		基本単位 (1日あたり)		
		1割	2割	3割
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	749	1,498	2,247
	要介護1	753	1,506	2,259
	要介護2	788	1,576	2,364
	要介護3	812	1,624	2,436
	要介護4	828	1,656	2,484
	要介護5	845	1,690	2,535
短期利用認知症対応型共同生活介護 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護	要支援2	777	1,554	2,331
	要介護1	781	1,562	2,343
	要介護2	817	1,634	2,451
	要介護3	841	1,682	2,523
	要介護4	858	1,716	2,574
	要介護5	874	1,748	2,622

【食費について】

単位：円

区分	利用料金 (1食あたり)
朝食	360
昼食	520
夕食	670
合計 (1日あたり)	1,550

【居住費について】

単位：円

区分	利用料金 (1日あたり)
通常居室	1,500
バルコニー付き居室 (各ユニットに1部屋)	1,700

【水光熱費について】

単位：円

区分	利用料金 (1日あたり)
一律	620

グループホームみかんの花

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(指定認知症対応型短期利用共同生活介護・指定介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護) 利用料金表

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	初期加算	1日につき	30単位
2	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日につき	3単位
3	認知症専門ケア加算Ⅱ	1日につき	4単位
4	認知症チームケア推進加算Ⅰ	1か月につき	150単位
5	認知症チームケア推進加算Ⅱ	1か月につき	120単位
6	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
7	生活機能向上連携加算Ⅱ	1か月につき	200単位
8	栄養管理体制加算	1か月につき	30単位
9	口腔衛生管理体制加算	1か月につき	30単位
10	口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき	20単位
11	入院時費用	1日につき	246単位
12	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120単位
13	看取り介護加算Ⅱ（死亡日以前31日以上45日以下）	1日につき	72単位
14	看取り介護加算Ⅱ（死亡日以前4日以上30日以下）	1日につき	144単位
15	看取り介護加算Ⅱ（死亡日の前日及び前々日）	1日につき	680単位
16	看取り介護加算Ⅱ（死亡日）	1日につき	1280単位
17	科学的介護推進体制加算Ⅱ	1か月につき	40単位
18	医療連携体制加算Ⅰイ	1日につき	57単位
19	医療連携体制加算Ⅰロ	1日につき	47単位
20	医療連携体制加算Ⅰハ	1日につき	37単位
21	医療連携体制加算Ⅱ	1日につき	5単位
22	協力医療機関連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
23	協力医療機関連携加算Ⅱ	1か月につき	40単位
24	退居時情報提供加算	1回のみ	250単位
25	退去時相談援助加算	1回のみ	400単位
26	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1か月につき	10単位
27	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1か月につき	5単位
28	新興感染症等施設療養費	1日につき	240単位
29	生産性向上推進体制加算Ⅰ	1か月につき	100単位
30	生産性向上推進体制加算Ⅱ	1か月につき	10単位
31	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22単位
32	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	18単位
33	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき	6単位

34	介護職員処遇改善加算Ⅰ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×18.6%
35	介護職員処遇改善加算Ⅱ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×17.8%
36	介護職員処遇改善加算Ⅲ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×15.5%
37	介護職員処遇改善加算Ⅳ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×12.5%

---

	要件
1	入所した日から起算して30日以内の期間について算定します。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とします。
2	認知症のご利用いただく方に対して専門的な認知症ケアを行い、かつ認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、日常生活に支障があり、介護を必要とする認知症のご利用いただく方が一定割合以上の場合に算定します。
3	2に加え、認知症ケアに関する技術的指導に係る研修を修了した職員を配置・指導実施し、認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施又は実施予定としている場合に算定します。
4	認知症のご利用いただく方が一定割合以上の施設で、認知症に関する専門的な研修を修了した職員等を配置しており、かつ複数人の介護者でチームを組み、介護を提供した場合に算定します。 ※2.3.5との同時算定はしません。
5	認知症のご利用いただく方が一定割合以上の施設で、認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置しており、かつ複数人の介護者でチームを組み、介護を提供した場合に算定します。 ※2.3.4との同時算定はしません。
6	訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の医師、リハビリ等の専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・実施した場合に1月に限り算定します。
7	サービス提供責任者が、訪問リハビリテーションに同行する等により、ご利用いただく方の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・実施した場合に3月に限り算定します。
8	管理栄養士が、栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定します。
9	歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定します。
10	ご利用いただく方の口腔の健康状態、又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。ただし、当事業所以外ですでに同加算を算定している場合は算定しません。
11	ご利用いただく方が、医療機関へ入院を要した場合は、所定単位数に代えて1月に6日を限度として算定します。
12	若年性認知症入所者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
13	医師が終末期であると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日以前31日以上45日以下）
14	医師が終末期であると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日以前4日以上30日以下）
15	医師が終末期であると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日の前日及び前々日）
16	医師が終末期であると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日）
17	ADL値・栄養状態等ご利用いただく方の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、その情報を適切かつ有効に活用している場合に算定します。
18	看護師と連携し、24時間体制を確保している場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※19.20との同時算定はしません。
19	看護師と連携し、24時間体制を確保している場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※18.20との同時算定はしません。
20	看護師と連携し、24時間体制を確保している場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※18.19との同時算定はしません。
21	前三か月間において、「基準」に掲げられている状態のご利用者が1人以上の場合に算定します。
22	ご利用いただく方の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関、協力歯科医療機関を定めており、当該協力医療機関との間で、ご利用いただく方の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定します。
23	ご利用いただく方の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めており、当該協力医療機関との間で、ご利用いただく方の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定します。
24	ご利用いただく方が退居し、医療機関に入院される場合において、当該医療機関にご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に算定します。
25	利用期間が1月を超えるご利用いただく方が退去され、居宅において居宅サービス又は地域密着サービスをご利用する際、相談援助を行い地域包括支援センター等に対して、文書で情報を提供した場合に算定します。
26	医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、かつ職員が感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に算定します。
27	医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に関する指導を受けている場合に算定します。
28	協力医療機関を確保し、かつ対象の感染症に感染したご利用いただく方に対し、適切な感染症対策、指定介護福祉施設サービスを行った場合に1月に連続5日を上限として算定します。
29	業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減を目指して複数種類の介護機器活用等により、業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減に関する実績がある場合に算定します。 ※30との同時算定はしません。

30	業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減を目指して介護機器活用等により、業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減に関する実績がある場合に算定します。 ※29との同時算定はしません。
31	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※32.33との同時算定はしません。
32	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※31.33との同時算定はしません。
33	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※31.32との同時算定はしません。
34	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※35.36.37との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)
35	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※34.36.37との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)
36	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※34.35.37との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)
37	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※34.35.36との同時算定はしません。 (R6年6月1日から)

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。

グループホームみかんの花

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(指定認知症対応型短期利用共同生活介護・指定介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護) 利用料金表

【その他の利用料金について】

	項目	概要	利用料金
1	電気料金	お持ち込みになられた、電気製品1点毎に使用料(電気料金)をいただきます。	50円/日
2	寝具リース料	ご利用いただく方の寝具についてはリースとさせていただきます。	1,800円/月
3	オムツ代	ご利用いただく方・ご家族様の同意のもと、事業所にて定期的に購入させていただきます。	実費
4	理美容	月に1回程度、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。	実費
5	レクリエーション活動	ご利用いただく方の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。	材料代等の 実費
6	外出行事の交通費	外出行事の際の、交通費として距離(地域別)に交通費をご負担いただきます。 ①坂出市内 ②宇多津町・国分寺町・飯山町 ③その他地域	〈往復料金〉 ①…200円 ②…300円 ③…500円
7	受診代・薬代	医療機関へ受診した場合にかかる費用(受診代・処方薬代)、個々の常備薬などの費用をご負担いただきます。	実費
8	受診の交通費	医療機関への受診を事業所で送迎した場合に、交通費をご負担いただきます。	100円/往復
9	日常生活上の諸費用	生活必需品・嗜好品の購入等、日常生活に要する費用の内、ご利用いただく方に負担いただくことが適当である物の費用。	実費
10	特別な食事	ご利用いただく方の希望により、可能な範囲で白飯に代わる主食としてパン・麺類を提供いたします。	100円/回
		ゼリー食・ペースト食などの嚥下を考慮したお食事をご提供する際にご負担いただく費用。	50円/回
11	ご利用料金支払手数料(マリネット)	利用請求書に記載されている請求金額に引落手数料を加算して引落しさせていただきます。	100円+消費税